

広島県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項
第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、法第十九条の二第一
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年三月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

(-) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (平成)
飯盛 豊	いいもり豊後援会	29・6・30
宮宇地 一彦	みやうち一彦後援会	29・11・13
小西 真人	小西真人後援会	29・11・28
砂田 麻佐文	砂田麻佐文後援会	29・11・28
西山 勝子	西山勝子後援会	29・12・6
伊藤 吉和	伊藤吉和後援会	29・12・19